

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 2 月 6 日（火）第3388号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○公有水面の埋立免許に係る埋立地の用途変更の許可申請（港湾空港課取扱い） 1

告 示

鹿児島県告示第105号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関し埋立地の用途の変更の許可申請があった。

なお、同法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成30年2月6日から同月26日までの間鹿児島県土木部港湾空港課及び大島支庁建設部建設課において縦覧に供する。

平成30年 2 月 6 日

名瀬港港湾管理者 鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 三反園訓

- 申請者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地
一般財団法人奄美市開発公社
代表者 理事長 朝山毅
奄美市名瀬長浜町517番地
- 埋立ての免許の年月日及び番号
平成18年12月28日
指令港空第315号
- 埋立地の用途の変更の内容

変 更 前			変 更 後		
用 途	配 置	規 模	用 途	配 置	規 模
業務施設 用地	埋立区域（その1） 及び埋立区域（その2）の住宅用地及び道路用地を除く全域に位置	約2.5ha	業務施設 用地	埋立区域1工区， 埋立区域2工区（その1），埋立区域2工区（その2）及び埋立区域2工区（その3）の住宅用地及び道路用地を除く全域に位置	約2.61ha
住宅用地	埋立区域（その2）の西端及び埋立区域（その3）の全域に位置	約0.1ha	住宅用地	埋立区域2工区（その3）の北側に位置	約0.01ha
道路用地	埋立区域（その1）及び埋立区域（その2）の業務施設用地	約0.7ha	道路用地	埋立区域2工区（その1）及び埋立区域2工区（その2）	約0.67ha

	又は住宅用地の間に 位置		の業務施設用地の間 並びに埋立区域2工 区（その3）の北端 に位置	
--	-----------------	--	--	--

- 4 申請年月日
平成30年1月31日